

会 議 録

1 会議名

令和8年度 第5回大潟区地域協議会

2 議題（公開・非公開の別）

・報告事項（公開）

（１）上越市公共施設等総合管理計画に基づく取組案について

（２）市民の消火栓使用について

・その他（公開）

3 開催日時

令和8年8月20日（木）午後7時00分から午後9時30分まで

4 開催場所

大潟コミュニティプラザ 大会議室

5 傍聴人の数

1人

6 非公開の理由

—

7 出席した者（傍聴人を除く。）氏名（敬称略）

・委 員：押見委員、小山委員、佐藤委員、佐野会長、清水委員、新保委員、
竹田委員、土屋委員（オンライン出席）、横田委員

（13名中9名出席）

・資産活用課：敷波副課長、長ヶ部主事

・スポーツ推進課：佐々木副課長、高橋係長

・社会教育課：町田係長

・危機管理課：竹内課長

・事務局：大潟区総合事務所 小池所長、塚田次長（総務・地域振興グループ長兼務）、
丸山教育・文化グループ長、風間班長、春日班長、内田班長、武田主任、
重原主事

8 発言の内容（要旨）

【議題：報告事項（１）上越市公共施設等総合管理計画に基づく取組案について】

■ 説明

- ・資産活用課より、資料No.1 を用いて説明
- ・施設所管課より、施設No.1～9 を用いて説明（スポーツ推進課、大潟区総合事務所）

■ 質疑応答

- ・質問／意見：学校開放は開館時間を設けていないが、学校の授業等が終了してから使用できるということか。
→回答：学校関係者が使用していない時間帯に使用できる。主に夕方から夜間及び土日等が利用可能な時間帯となっている。
- ・質問／意見：コミュニティプラザについて、勤務終了後に利用する太鼓団体等は午後10時まで利用しているが、午後9時までの開館となると活動時間が確保しにくいため、予約が入った場合は柔軟に対応してほしい。
→回答：夜間利用を希望する団体があることは承知しており、団体等から意見聴取を行い、対応できるか検討したい。
- ・質問／意見：コミュニティプラザが無料で利用できる理由を教えてください。
→回答：コミュニティプラザは地域自治や市民活動の支援を目的として20年前の市町村合併を機に設置された施設であり、利用促進の観点から無料としている。他の体育施設や公民館とは設置目的が異なる。
- ・質問／意見：コミュニティプラザの備品整備や設備維持のためには、一定の使用料徴収も必要ではないか。
→回答：施設の維持管理や備品整備のために利用者負担を求める考え方もあり、市としても今後の検討課題として受け止める。
- ・質問／意見：老人福祉センターは床暖房が故障しており照明も暗い。利用促進のため設備改善が必要ではないか。

→回答：床暖房の修繕は多額の費用を要するため実施が困難であるが、照明については修繕を実施した。今後も可能な範囲で利用環境の改善を進めたい。

- ・質問／意見：老人福祉センターの鍵の貸し借りが利用者の負担になっているため改善を検討してほしい。

→回答：管理体制上の課題は認識しており、できるだけ利用しやすい運営方法を検討したい。

- ・質問／意見：公民館の日曜日休館は子育て世代やスポーツ団体への影響が大きい。日曜日以外の休館日も検討できないか。

→回答：日曜日案は利用実績が最も少ないことから提示したものであり確定ではない。同様に利用実績の少ない月曜日の案や予約時対応なども含めて検討したい。

- ・質問／意見：公民館はエレベーターがなく高齢者等にとって利用しにくい施設でありながら使用料が値上げされることに納得できない。また避難所として適切か見直してほしい。

→回答：使用料の見直しは受益者負担の適正化を目的とした全市的な方針によるものである。あわせて、料金上昇率の緩和や30分単位料金の導入により、利用者負担の軽減を図ることとしている。建物構造上エレベーター設置は困難であるが、必要な修繕や環境改善を進める。避難所機能については危機管理部門とも協議しながら対応していく。

- ・質問／意見：体育センターの開館時間を午前10時に変更しても利用への大きな影響はないのか。

→回答：利用団体へ意見聴取を行ったが特段の反対意見はなかった。スポーツ施設については暑さ対策等も考慮して見直している。

- ・質問／意見：体育センターについて、体育室の共用利用料金「1人1回400円」は時

間制限がないのか。また定期券を廃止して回数券へ変更する理由は何か。

→回答：1回は原則2時間利用を想定している。定期券は利用料金が大幅に割安となっていることから、受益者負担の適正化を図るため見直しを行い、代替として回数券制度を導入する。

・質問／意見：定期券を廃止せず料金改定で対応する考え方もあるのではないか。

→回答：全施設共通で定期券を見直す方針としているが、委員からの意見として受け止めたい。

・質問／意見：体操アリーナや上越体操場を午前10時開館とすると、保育園やジュニアスポーツの活動開始に支障が出るのではないか。

→回答：基本は午前10時開館とするが、大会や行事などについては個別に対応する。また、利用状況や利用者の意見を踏まえながら運用を検討していく。

・質問／意見：上越体操場は市外からの利用や合宿利用が多いことから、市内利用者と市外利用者で料金を区分してはどうか。

→回答：合宿利用などを対象とした市外利用者向けの減免制度や、市内利用者向けの減免制度を設けており、利用形態に応じた料金設定としている。

・質問／意見：体操場やジム施設の維持管理には高額な修繕費が必要であるため、安全確保の観点からも必要な財源確保をお願いしたい。

→回答：利用料金については施設維持や安全確保の観点も踏まえ、適正な負担の在り方を検討している。

・質問／意見：ランニングコースの利用料金について、1回2時間で200円ではなく、1時間100円など時間に応じた料金設定も考えられるのではないか。また、シニアパスポートによる割引制度は継続されるのか。

→回答：ランニングコースの利用料金は現行と同様に1回2時間を基本としており、現時点で大きな見直しは予定していない。また、シニアパスポートなどの

減免制度は今回の見直しの対象外であるため、継続する予定である。

【議題：報告事項（２）市民の消火栓使用について】

■ 説明

- ・危機管理課より、資料No.2 及び別紙を用いて説明

■ 質疑応答

- ・質問／意見：町内のホース格納箱について、表示が消えていたり色あせたりしているものや、格納されているホースが老朽化している場所が見受けられる。市から点検や表示整備を周知するとともに、適切な管理を指導してほしい。
→回答：ホース格納箱や消防ホースなどの資機材は、合併時の取り決めにより町内会管理となっている。消火栓の使用に当たっては、資機材の年１回以上の点検が前提となることから、市は点検や維持管理について町内会等へ周知していく。また、市所有設備については市で適切に管理するが、町内会所有設備については自主防災組織や消防団と連携した管理をお願いしたい。
- ・質問／意見：消火栓使用は全ての町内会に実施を求めるものなのか。
→回答：市は消火栓使用を推奨しているわけではなく、全ての町内会に義務付けるものではない。中山間地等からの要望を踏まえ、安全対策を講じた上で希望する地域が実施できるよう整理したものであり、実施は各町内会の判断による。

【議題：その他】

■ 地域協議会会長会議について

- ・佐野会長から、８月１７日に開催された地域協議会会長会議の概要について報告があった。
- ・新たな補助事業については、９月１日から１２月２８日まで公募を行う予定であり、補助率は１０分の１０以内であることが説明された。
- ・まずは策定済みの「地域活性化の方向性」に合致する新たな補助事業を先行して実施し、

その後に地域ビジョンを策定する方針が示された。

- ・地域協議会は補助事業の審査・評価に関わる予定であり、委員負担軽減のためチェックリスト等を活用した審査方法が検討されていることが報告された。
- ・地域ビジョンについては、これまで策定した「地域活性化の方向性」を基礎として作成していく考えが示された。
- ・事務局から、地域運営組織づくりへの支援制度については市で検討を進めている段階であり、今後方向性が示される予定であることが説明された。

■ 自主的な審議事項について

- ・土屋委員からの提案に関する協議は、次回の地域協議会で行うこととなった。
- ・地域ビジョンの内容をより明確化していく必要があるとの考えが示された。

■ まちづくりグループからの報告

- ・まちづくりグループより、タクシー事業者への聞き取り内容について説明があった。

■ 質疑応答

- ・質問／意見：各区への補助金の配分上限額は決まっているのか。また人口の少ない地域が不利にならないよう配慮してほしい。

→回答：現時点で上限額は公表されていない。人口のみで配分を決定する考えではなく、地域の実情を踏まえて検討する方針である。また、前回の地域活動支援事業と同程度の事業規模を確保したいとの考えが示されている。

- ・質問／意見：配分額が余った場合は、他の区に配分することができるのか。

→回答：他の区へ配分することは想定していない。必要な事業に対して必要な支援を行う考えであり、予算を使い切ることを目的とした運用は行わない。

- ・質問／意見：コミュニティプラザのLED化工事の実施時期や施設利用への影響について情報提供してほしい。

→回答：工事日程は調整中であるが、年度末までの完了を目指して準備を進めてい

る。施設利用への影響をできるだけ少なくし、日程が決まり次第利用者へ周知する。

9 問合せ先

大潟区総合事務所 総務・地域振興グループ TEL：025-534-2111（内線 201、214）

E-mail：ogata-soumu.g@city.joetsu.lg.jp

10 その他

別添の会議資料もあわせてご覧ください。